

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H27年度 予算額 (千円)	
									H24	H25	H26			
1	福祉課	民生児童委員協議会連合会運営補助金	丸亀市民生児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するための協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	協議会運営費と研修費用を補助。運営補助については市に対して県からの補助金あり。	1,698	1,698	1,698	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	1,698
2	福祉課	地区民生委員協議会活動推進費補助金	丸亀市民生児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するため、地区協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	地区協議会活動に対する補助。全額、市に対して県からの補助金あり。	2,208	2,208	2,208	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,208
3	福祉課	丸亀ボランティアネットワーク補助金	特定非営利活動法人丸亀ボランティア協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内のボランティア協議会等が、お互いの主体性を尊重しながら幅広い交流や情報交換等を行うことにより、市内におけるボランティア活動の促進や連携を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としていたもの。交付先団体の解散により廃止。	291	291	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業	0
4	福祉課	丸亀地区保護司会補助金	丸亀地区保護司会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀地区保護司会を運営し、同会の諸事業を実施することにより保護司の円滑な活動を実現することを目的とする。	団体の運営・研修費用に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	625	625	625	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	625
5	福祉課	讃岐修斉会補助金	更正保護法人 讃岐修斉会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。県内他市町の補助あり。	156	156	156	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議により、市の負担が決定している事業等	156
6	福祉課	香川県原爆被害者の会丸亀支部補助金	香川県原爆被害者の会丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	被害者援護法の趣旨を実現を目指し、香川県原爆被害者の会員相互の融和と親睦、治療生活の向上を図る。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	75	70	70	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	70
7	福祉課	傷痍軍人会補助金	香川県傷痍軍人会丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	香川県傷痍軍人会丸亀支部の活動を円滑に進めることにより戦傷病者と家族へ安心と希望を与えることを目的とする。	団体が平成25年度解散したため補助金を廃止する。	120	120	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業	0
8	福祉課	讃岐修斉会連絡協議会補助金	更生保護法人 讃岐修斉会連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	更生保護に関する事業の普及啓発による青少年の健全育成と再犯防止	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	190	190	190	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	190
9	福祉課	丸亀市社会福祉協議会運営等補助金	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域福祉活動、ボランティア事業、在宅福祉サービス事業、困窮世帯等に対する支援事業等の推進による福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。	法人運営部門及び事業運営部門の人員費を補助している。	76,247	75,821	72,788	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業	69,584
10	福祉課	遺族会運営補助金	丸亀市遺族連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	戦没者の英霊顕彰及び戦争犠牲者の遺族の福祉の向上を図る	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	268	268	268	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	268
11	福祉課	臨時福祉給付金	平成26年度分市町村民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H26	平成26年4月からの消費税引上げに際し、低所得者への影響の緩和を図る	平成27年度分市町村民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)1人につき6,000千円を支給。	-	-	216,275	(1)継続するもの	エ 事業費の全額を補助金で賄う事業等	144,000

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H27年度 予算額 (千円)
									H24	H25	H26	説明		
12	福祉課	地域ネットワーク「そら」補助金	特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワーク風	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	身体障がい・知的障がいなど様々な障がいを持つ人々が地域でともに活動する機会やネットワークを維持することにより、以下の実現を図る。①障がい児・者・発達障がい児が将来の自立生活のために様々な生活スキルを習得する。②障がいを持っている子供を持つ親たちが親睦を深めることにより障がいを持つ子供達の活動を充実させる。	障がい児スキルアップ教室活動に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助していたもの。交付先団体の解散により廃止。	66	66	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業	0
13	福祉課	精神障害者家族会助成金	精神障害者家族会 コスモス会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	精神障がい者の家族が連帯し心を病んだ者と共に歩める家族となることにより、精神障害者と家族の安定を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。他市町の補助あり。	17	17	17	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	17
			丸亀広域家族会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	精神障がい者の家族相互の連携を密にし、精神保健に関する正しい理解の普及と病気に対する差別・偏見の除去に努めることにより、障がい者と家族の社会福祉の増進に寄与する。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。現在休会しているため、補助を休止している。	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	17
14	福祉課	身体障害者福祉団体補助金	丸亀手話サークル亀の子会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	手話の学習をとおして聴覚障がい者問題の理解を促す聴覚障がい者運動に協力することにより聴覚障がい者と健聴者との交流を深め、ともに手をつないで全ての人々が住みやすい社会の実現をめざす。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	28	28	28	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28
15	福祉課	親子の集い事業補助金	丸亀市中心身障害児(者)育成会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	特別支援学級で学ぶ市内の小学校児童及び中学校生徒たちが交流することで、学校における日常生活に対する基本的な訓練の成果を確認すると共に、同じ障がいをもつ者たちが集団生活を体験することによって、お互いに意志の疎通が可能となり、交流の場を通じて社会性やルールづくりを身につけ自主性を育て、将来社会人として必要な資質の向上を図ることを目的としている。	「親子の集い事業」に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	49	49	49	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	49
16	福祉課	知的障害者援護施設等建設資金償還補助金	社会福祉法人 塩屋福祉会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H15	心身障がい者福祉施設の円滑な運営を図る。	社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条の規定により融資を受けた資金について予算の範囲内で利子補給金を交付する。	124	111	98	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として宛てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	85
			社会福祉法人 うぶすな会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H12	同上	同上	180	150	120	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として宛てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	90

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H27年度 予算額 (千円)	
									H24	H25	H26			説明
17	福祉課	身体障害者 団体補助金	丸亀市身体 障害者福祉 連合協会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	本会は、身体障がい者の自立更生の援助並びに会員相互の親睦に務め、もって生活の安定に寄与し福祉の増進を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
18	福祉課	心身障害者 小規模通所 作業所運営 等補助金	飯山町手をつなぐ育成会 小規模作業所さざんか	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	個別給付(生活介護、就労継続支援等)や地域活動支援センターなどの障害者総合支援法に基づくサービスへ直ちに移行できない小規模作業所が円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する	丸亀市障害者(児)小規模通所作業所運営補助金交付要綱に基づき補助している。常勤職員を2人以上配置している作業所は月額40万円×12月	4,800	4,800	4,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,800
19	福祉課	救護施設建 設資金償還 補助金	社会福祉法人 萬象園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H14	社会福祉法に基づき、福祉サービスの利用者の保護及び地域における社会福祉の推進を図る	社会福祉法人の保護施設整備事業の利子補給。年2%以内の利率	104	91	78	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として宛てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	65
20	福祉課	災害援護資 金償還補助 金	災害援護資 金償還利子 支払者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H16	借受人の負担軽減を図ることを目的とする	償還利子の額とその年利率を1.5%として、いずれか低い額	3	2	5	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として宛てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
21	福祉課	中国・四国地 区救護施設 研究協議大 会運営補助 金	第46回中国・ 四国地区救 護施設研究 協議大会 香 川大会開催 事務局	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ア 一時 的なもの	H27	中国・四国地区救護施設研究協議大会の運営を補助することを目的とする。	H27年度のみ補助。大会の運営経費の一部を10万円限度として補助	0	0	0	(2)原則として廃止するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
22	福祉課	理解促進研 修・啓発事 業補助金	丸亀市身体 障害者福祉 連合協会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ア 一時 的なもの	H26	視覚障がい者に関する絵本を作成し、広く配布する事で、障がいに対する理解・啓発を行う。	H26年度のみ補助。視覚障がい者に関する絵本を作成し、小学校・保育所・幼稚園や各種機関等に配布する事で障がいへの理解を深めてもらう	0	0	150	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業	0